

岡山市地域防災計画

風水害対策編

【概要版】

- ・資料内の下線部が、この度の主な改訂内容
- ・風水害編、地震・津波編ともに内容は共通しているが、風水害編にのみ記載の内容には 風 と表示

令和5年9月 岡山市

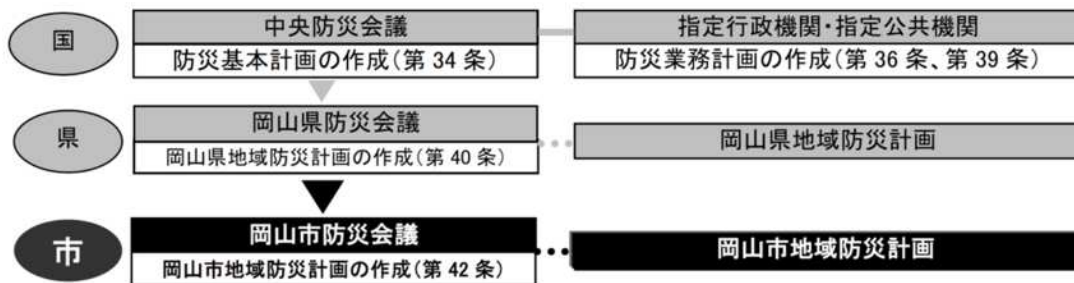
1 総則

計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害による被害を想定することに加えて、防災に関して岡山市や防災関係機関が処理しなければならない業務や市民の役割を明らかにするため、総合的な計画を作成したものです。

これを効果的に活用することによって、岡山市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に止め、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としています。

■ 災害対策基本法に定められる防災計画の体系

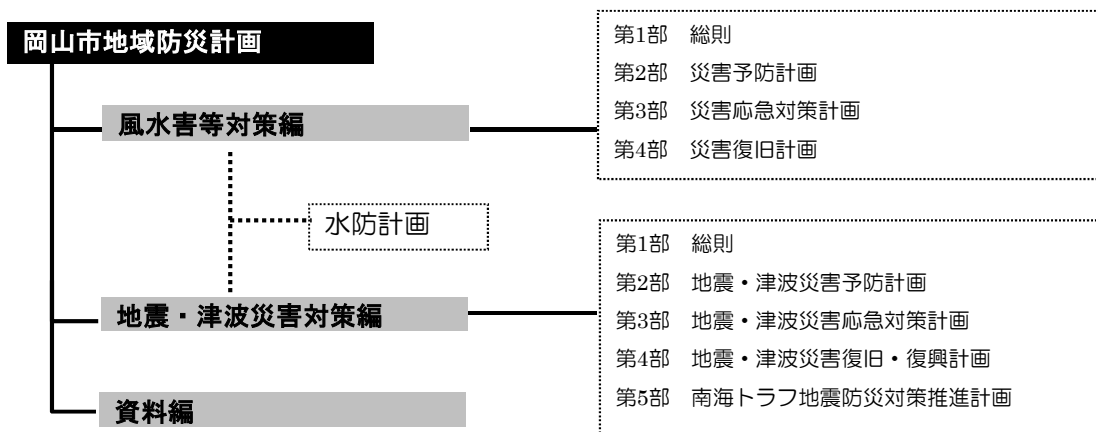


計画の構成

本計画は、「風水害等対策編」、「地震・津波災害対策編」、「資料編」で構成され、災害予防、応急対応、復旧復興対策を定めており、防災基本計画、岡山県地域防災計画と整合を図り作成されます。また、水防法の規定により、別途策定する水防計画とも調整を図ります。

実施主体となる担当部署や関係機関を整理及び明確化し、資料編に関係する計画やマニュアルを集約しています。

■ 岡山市地域防災計画の構成



1 総則

岡山市で想定する災害

本計画の作成にあたっては、岡山市において発生する災害を想定し、これを基礎としており、本計画は、このような被害からの防災・減災を目指し、策定されています。

「風水害等対策編」の対象災害

- 暴風等による災害
- 大雨等による災害
- 高潮等による災害
- その他異常気象等による災害

「地震・津波災害対策編」の対象災害

- 地震による災害
- 津波による災害

岡山市の被災想定

岡山市は、令和4年5月に被災想定調査を実施し、災害種別ごとの立退避難者を算出しました。また、地域特性を考慮するため、町丁目ごとに立退避難者が最大となる災害を判定し、それらを集計することで、最大立退避難者数を算出しました。

これらの結果を踏まえ、今後、避難場所が不足することが想定される地域については十分な避難場所を確保するよう取り組んでいくとともに、備蓄物資の見直しや確保、避難指示等の判断・伝達マニュアルの修正を行います。

■ 災害種別ごとの住家被害数

災害種別	被害数(棟)
洪水＋土砂	約190,000
高潮	約35,000
地震	約37,000
津波	約23,000

■ 災害種別ごとの立退避難者数

災害種別	立退避難者数(人)
洪水＋土砂	約68,000
高潮	約9,000
地震・津波	約115,000

■ 町丁目ごとの最大避難者数

約157,000人

算出方法

町丁目	立退避難者(人)		
	洪水＋土砂	高潮	地震・津波
A	100	0	200
B	200	100	100
C	10	100	80

町丁目ごとに立退避難者が最大となる災害を判定し、集計した。(灰色箇所を足し上げ)

2 災害予防計画

災害予防計画は、災害を予防し、被害を最小限にとどめるための防災事業や体制づくりを推進すること、また、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりを推進することを示しています。

①防災業務施設・設備等の整備

- 県や地方気象台と防災情報を共有し、県が収集した防災情報を提供する岡山県総合防災情報システムを有効に活用します。
- 通信設備、消防施設、水防施設、救助施設、医療施設など、災害時に活用する様々な施設・設備の整備及び点検を推進します。
- 帰宅困難者の発生を想定した備蓄の推進や、一時避難場所の確保に努めます。
- 職場や外出先等に待機をする「一斉帰宅の抑制」について、住民や事業者へ周知します。
- 徒歩帰宅が可能な方を支援するコンビニエンスストアや外食事業者等の「災害時帰宅支援ステーション」について、普及を推進するとともに、住民や事業者へ周知します。

②防災業務体制の整備

- 支援物資の管理・輸送、避難者の輸送等、民間事業者の協力が必要な業務については、あらかじめ民間事業者と協定を締結し、そのノウハウや能力を活用します。
- 災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図ります。

③自然災害予防対策

- 県や指定地方行政機関と協力し、治山、治水、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、海岸保全、農地防災等の事業による対策を総合的、計画的に実施、推進します。
- 風** 気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、堤防整備や河道掘削などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を推進します。

④事故災害予防対策

- 道路交通、鉄軌道交通、海上交通等の確保と安全を図るため、各種施設・設備の防災構造化に努め、防災資機材の整備を促進します。
- 防災面に配慮した都市計画・都市施設の整備等を総合的かつ計画的に推進し、災害に強い都市の形成を図ります。

2 災害予防計画

⑤ 複合災害対策

- 複合災害を想定した机上訓練、要員の参集訓練、災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めます。

⑥ 防災活動の環境整備

- 新型インフルエンザ等の感染症にも対応ができるよう、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施します。
- 非常招集訓練、総合防災訓練等の各種訓練を通じて、災害発生時の対応力の向上を図ります。
- 防災に関する動向や各種データを発信し、防災出前講座などにより、防災意識の普及を図ります。
- 自主防災組織の新規結成に要する経費や、訓練・学習会などの活動に要する経費の助成を行います。

⑦ 要配慮者の安全確保計画

- 避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認が適切に行われるよう、要介護認定を受けている方、障がいのある方等を対象に避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得たうえで、関係機関へ提供します。
- 避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、岡山市地域防災計画の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者に対し、避難確保計画を速やかに作成するよう支援します。

⑧ 防災対策の整備・推進

- 災害時に必要となる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、備蓄・調達・配送体制を整備します。

3 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害発生時に迅速な応急対策活動を実施するための体制をはじめ、市及び関係機関が実施する様々な応急対策を示しています。

①防災組織、②配備体制

風 洪水・土砂災害、高潮等の災害発生時に、迅速かつ的確に対応するため、以下の配備体制により災害対策本部又は災害警戒本部を設置し、災害応急活動を行います。

体制	配備基準（風水害）	活動内容
監視体制 待機配備	1 岡山市に大雨、洪水、高潮注意報のいずれかが発表。	・ 気象情報等の収集及び配備指令の伝達。
注意体制 1号配備	1 岡山市に暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、大雪警報のいずれかが発表。 2 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。 3 岡山市内で水防警報が発表。	・ 局地的又は小災害に対応 ・ 災害情報等の収集伝達 ・ 警戒巡視 ・ 災害応急対策
警戒体制 2号配備	1 台風が岡山県又は近県を通過することが確実となったとき。 2 長雨が続き、岡山市に大雨・洪水警報が発表されたとき、又は局地的集中豪雨が予想されるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表。	・ 災害情報、被害状況等の収集伝達 ・ 災害応急対策、災害防除措置
特別警戒体制 3号配備	1 大雨・洪水・高潮等の異常な自然現象により、相当規模の災害が発生し、さらに市内全域に災害が拡大するおそれのあるとき。 2 特別警報が発表。	・ 気象情報・災害情報・被害状況等の収集伝達 ・ 災害応急対策 ・ 災害防除措置
非常体制 4号配備	1 台風、大雨、洪水、津波等の異常な自然現象により、市内全域において災害が続発し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。 2 特別警報が発表され、かつ市長の指示があったとき。	・ 大規模な災害又は事故に対し、緊急かつ総力をあげて災害諸対策を強力に推進する。

3 災害応急対策計画

①防災組織、②配備体制

災害対策本部会議

- 災害対策本部の運営及び災害対策の推進に関して協議するため、必要な都度、災害対策本部会議を招集します。

風 開催基準

- ① 相当規模の災害の発生が予測されたとき
- ② 相当規模の災害が発生したとき
- ③ 特別警報が発表されたとき
- ④ 宇野港の潮位が、2.3m(TP)に達することが見込まれるとき
- ⑤ 多数の市民に影響を及ぼす重大な事件、事故等が発生したとき
 - ・ 大規模火災や危険物流出事案などが発生したとき
 - ・ 道路陥没など、ライフラインに重大な被害が発生したとき

指定職員の配置

- 小、中学校、公民館などの避難所を開設する職員を指定職員としてあらかじめ指名します。指定職員は、地域住民と協力し、避難所の開設・運営に従事します。

③防災活動

- 県・その他防災関係機関からの通信について、迅速かつ的確に全庁に周知し、複数の手段を用いて住民等に伝達（特別警報の情報は伝達義務）します。

3 災害応急対策計画

④災害広報及び報道

避難情報の発令基準・伝達内容

- 災害の種類ごとに避難情報の発令基準を定め、必要な時に遅滞なく避難情報を発令します。
- 避難情報を発令する際には、避難行動、発令に至った理由、対象地域等をわかりやすく伝達します。

避難情報の伝達方法

- 災害に関する情報を、様々な広報媒体を利用して発信します。その際、高齢者や外国人等の要配慮者にも配慮した伝達を行います。（広報媒体の例：Lアラート、緊急速報メール、緊急告知ラジオ、岡山市防災情報メール（多言語版））

避難情報と市民に求める行動

風 岡山市では、水害や土砂災害による避難情報を、警戒レベルを用いて以下のとおり発令します。

警戒レベル	避難情報	発令状況	市民に求める行動
5	緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況	命の危険が迫っています。直ちに安全確保してください。
4	避難指示	災害が発生するおそれが高い状況	危険な場所から全員避難してください。
3	高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況	危険な場所から高齢者等は避難してください。
2	—	気象状況悪化	自らの避難行動を確認してください。
1	—	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを整えてください。

3 災害応急対策計画

⑤ 被災者の救助保護

- 災害発生時、応急的に必要な救助を行います。実施する主な内容は以下のとおりです。
 - ・避難所の供与
新庁舎の整備に合わせ、的確かつ迅速な避難判断・市民への情報発信ができるよう、システム等を整備します。
 - ・被災者の救出
 - ・食料の供給
 - ・飲料水の供給
 - ・被服・寝具・その他生活必需品の給与または貸与
 - ・医療・助産
 - ・住まいの確保
 - ・障害物の除去
 - ・学用品の給与 等

⑥ 社会秩序の維持

- 県警察とも連携し、避難場所や被災地のパトロールを行います。

⑦ 道路交通規制

- 道路被害発生のおそれのある場合、道路パトロールを実施し、道路被害の発見に努めます。
- 応急復旧工事の施工に当たっては、避難路・防災上重要な道路・防火遮断道路を優先し、対面通行の確保を図ります。

⑧ 保健衛生

- 被災地及び指定避難所に保健師・栄養士・歯科衛生士等を派遣し、保健指導及び衛生指導を実施します。
- 被災地における感染症の発生を予防し、まん延を防止する必要があると認められる場合は、浸水家屋等の消毒を実施します。

⑨ 清掃

- 災害により被災地から排出された、ごみ及びし尿等を速やかに収集・処理して、生活環境の保全を図ります。

3 災害応急対策計画

⑩ライフラインの機能確保

- 電気、ガス、水道、下水道等のライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことができないことから、これらの施設・設備が被災した場合、その供給を円滑に実施するための応急復旧工事を行います。

⑪防災営農

- 農地及び農林水産業施設・設備等が被災した場合、復旧及び応急措置を行います。

⑫水防及び消防

- 河川、海岸堤防、ため池等の監視・パトロール及び消火活動、避難誘導を行います。

⑬流木の防止

- 風** 貯木場の施設管理者は、河川の増水・溢水により木材が流出しないように、木材を安全な位置に移動し又は流出防止柵などを設置します。

⑭、⑮事故対策

- 災害による事故発生時には、速やかに情報を収集し、救助・救急・医療活動及び各種施設・設備の復旧作業などを行います。

⑯、⑰、⑱派遣要請

- 大規模災害時の人命救助・捜索活動などについて、必要がある場合には、県へ自衛隊の派遣要請を行います。
- 市の機関のみで対応ができない場合、各協定に基づき、県や他市町村、団体などに応援を要請します。
- 指定避難所等のボランティアニーズを把握し、市災害ボランティアセンターに情報提供を行うとともに、ボランティア活動の支援を行います。

3 災害応急対策計画

⑲義援金品、⑳弔慰金・見舞金・援護資金

- 各方面から寄託された義援金品の募集、受付、配分などを行います。
- 被災者の生活再建に向けて、災害弔慰金、災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行います。

㉑区の応急対策

- 災害発生時には応急対策実施の要として区本部を設置し、災害対策本部等と十分に連携をとります。

4 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、被災者の生活再建支援や災害の防止に配慮した施設の復旧事業、災害復旧事業に伴う財政援助及び助成措置について、示しています。

地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 被災地の復旧・復興については、被災者の再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指します。
- 被災後は早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、必要な基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じました。これを踏まえ、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めます。
- 被災後の早期復旧・復興を実現するため、以下の項目を定めた事前復興計画の策定を検討します。
 - ア 復興体制の事前検討
 - イ 復興手順の事前検討
 - ウ 基礎データの事前整理、分析
 - エ 復興における目標等の事前検討

被災者等の生活再建等の支援

- 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家被害の調査体制や、罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付します。
- 個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総括的かつ効率的な実施に努めます。
- 被災者生活再建支援金の支給、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け等により、被災者の自立的生活再建の支援を行います。
- 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図ります。

4 災害復旧・復興計画

公共施設災害復旧事業

- 公共施設の復旧は、原形復旧を原則としますが、単に従前の状況に復旧するのでは再び被災する可能性のある場合は改良復旧を行います。実施する主な事業は以下のとおりです。
 - ・河川、道路、公営住宅等の公共土木施設災害復旧事業
 - ・農林水産業施設災害復旧事業
 - ・都市災害復旧事業
 - ・水道災害復旧事業
 - ・住宅災害復旧事業
- 災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し又は補助することとなっています。
- また、激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられます。